地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により行った財政援助団体等監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長及び教育長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年4月28日

盛岡市監査委員 村田 芳三

同 菅原和彦

同 小山田 正 美

同 八木橋 美 紀

- 1 財政援助団体等監査の結果の報告 令和3年2月19日付け2盛監第49号
- 2 対象部署及び事項
 - (1) 盛岡芸妓後援会

(盛岡芸妓育成事業補助金、担当:交流推進部観光課)に係る指摘事項

(2) 株式会社 寿広

(盛岡市高松公園,盛岡市環境学習広場及び盛岡市高松多目的広場指定管理,

担当:都市整備部公園みどり課,環境部環境企画課)に係る指摘事項

(3) 公益財団法人 盛岡市文化振興事業団

(盛岡市先人記念館指定管理,担当:教育委員会事務局歴史文化課)に係る指摘 事項

3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。